

小瀬川水系洪水予報実施要領

中国地方整備局太田川河川事務所（以下、「太田川河川事務所」という。）と広島地方気象台及び下関地方気象台は、「太田川水系及び小瀬川水系の洪水予報業務に関する細目協定（令和４年６月１３日）」（以下、「細目協定」という。）に基づき、小瀬川水系洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙１に定めるとおり運用する。

1 洪水予報を行う区域

洪水予報は、平成１２年運輸省・建設省告示第１号及び平成２５年国土交通省告示第９２０号に定められ、細目協定付表１及び本要領付図１に示した区間をひとつの予報区域として実施する。

2 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は太田川河川事務所では調査設計課、広島地方気象台及び下関地方気象台では現業室において実施するものとする。

3 洪水予報を行う際の連絡及び資料の交換

洪水予報作業に関する連絡は原則として、太田川河川事務所においては調査設計課長が、広島地方気象台及び下関地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、太田川河川事務所と広島地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下、「情報システム」という。）又は、付図２に番号を示した電話・ＦＡＸにより行い、下関地方気象台との連絡は広島地方気象台が行うものとする。

情報システムにより連絡する資料に含まれる、小瀬川流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表１、配置図は付図１のとおりである。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表２、付図２のとおりとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了

（１） 洪水予報作業の開始時期は、以下のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表３に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表１（３）に示すいずれかの基準地点の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

- (2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなつたと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

- (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議のうえ添付することとする。
- (4) 洪水予報番号は本要領第1項に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 付表1(3)に示すいずれかの基準地点で最初に発表基準となった場合に発表を行い、その後は、予報区域全体の危険度が変化した場合、その他必要と認める場合に発表を行う。
種類及び情報名は、予報区域内で最も危険度の高い基準地点の水位を元に選定するものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されることを念頭に、8.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7 洪水予報の発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表に関する基準は、細目協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、全基準観測所において、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。ただし、必要に応じて、太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台で氾濫警戒情報の発表を協議して決めるものとする。

8 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

(1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 広島地方気象台と太田川河川事務所の間の資料の交換については、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、太田川河川事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。

この場合、FAX等により広島地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

(2) 洪水予報の作業場所の機能喪失においては、以下の要領で作業を行う。

ア 機能喪失した太田川河川事務所で実施すべき作業を、中国地方整備局の本局（連絡先は付表5）で代行する。

イ 機能喪失した気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表5）で代行する。

9 その他

(1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

(2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

制 定	平成12年	5月16日
一部改正	平成17年	8月 5日
一部改正	平成18年	3月31日
一部改正	平成18年	5月23日
一部改正	平成19年	4月19日
一部改正	平成25年	3月 4日
一部改正	平成25年	8月30日
一部改正	平成25年	10月 1日
一部改正	平成27年	3月31日
一部改正	平成27年	4月10日
一部改正	平成28年	4月 1日
一部改正	令和 元年	5月29日
一部改正	令和 3年	6月 1日
一部改正	令和 4年	6月13日

令和 4年 6月 13日

中国地方整備局太田川河川事務所 調査設計課長 山本 英利

広島地方気象台 防災管理官 高橋 弘次

下関地方気象台 防災管理官 清家 裕喜

付表1 小瀬川水系における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
小瀬川	廿日市津田	ハツカイチツタ	広島県廿日市市津田	317

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
小瀬川	小瀬	オゼ	山口県岩国市大字小瀬字沖原	8
	津田	ツダ	広島県廿日市市津田	320

(3) 国土交通省水位観測所（基準地点）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機 水位 (通報水位) m	氾濫注意水 位 (警戒水位) m	避難判断水 位 m	氾濫危険水 位 m	氾濫する 可能性の ある水位 m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
小瀬川	小川津	オカ ワツ	北緯 34° 13' 42" 東経 132° 10' 38"	山口県岩国 市 大字小瀬字 小川津	2.600	4.000	5.700	6.200	7.210
	両国橋	リョウ コク バシ	北緯 34° 12' 29" 東経 132° 11' 35"	山口県岩国 市 大字小瀬字 墨屋堂	2.800	3.900	4.400	4.900	5.650

付表2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
河川情報センター	FAX 又は専用電話	太田川河川事務所
広島県土木建築局（水防県本部）	FAX 又は一般電話	〃
広島県西部建設事務所廿日市支所	〃	〃
山口県岩国土木建築事務所	〃	〃
大竹市水防本部	〃	〃
岩国市危機管理課	〃	〃
和木町水防本部	〃	〃
広島県危機管理監 （広島県災害対策本部）	気象情報伝送処理システム	広島地方気象台
NHK 広島放送局	〃	〃
NTT 五反田センタ※	〃	広島地方気象台 下関地方気象台
総務省消防庁	〃	〃
山口県防災危機管理課 （山口県災害対策本部）	〃	下関地方気象台
NHK 山口放送局（広島放送局※2）	〃	〃
TYS テレビ山口株式会社	FAX 又は一般電話	太田川河川事務所
山口朝日放送株式会社	〃	〃
株式会社エフエム山口	〃	〃
山口放送株式会社	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 障害時やNHK 山口放送局の職員不在時間帯はNHK 広島放送局へ伝達する場合がある。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

次の基準観測所上流域の流域平均雨量を基準とする。

予報区域	基準観測所	基準雨量（単位：ミリ）		
		1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
小瀬川	小川津水位観測所	20	30	70
	両国橋水位観測所	20	30	70

付表4 情報システム障害時に交換する資料

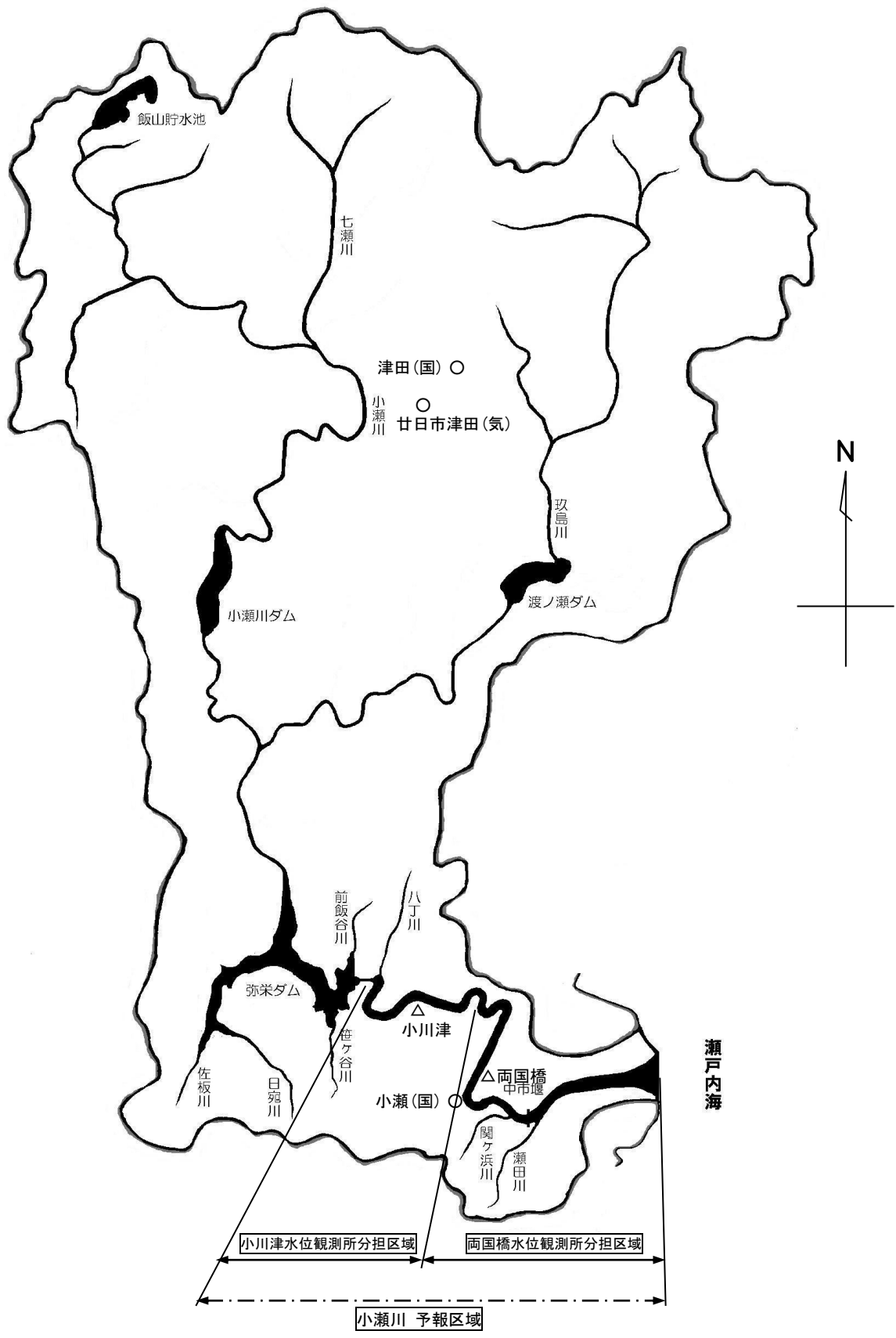
- (1) 広島地方気象台から太田川河川事務所に通報するもの
 - ア 広島県・山口県に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、3時間先までの特別予測）
 - 小瀬川 小川津、両国橋
- (2) 太田川河川事務所から広島地方気象台に通報するもの
 - ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
 - 小瀬川 小瀬、津田
 - イ 次の観測所の水位（実況）
 - 小瀬川 小川津、両国橋

付表5 代行作業担当官署の連絡先

官署名	代行作業官署名	電話番号	備考
太田川河川事務所	中国地方整備局河川部水災害予報センター	082-511-6214 082-511-6215	水水害予報センター長（内線：87-3851） 水災害対策専門官（内線：87-3852）
広島地方気象台	大阪管区気象台 気象防災部予報課	06-6949-6580 06-6949-6585	FAX 番号：06-6941-1846
下関地方気象台	福岡管区気象台 気象防災部予報課	092-715-8591	FAX 番号：092-771-2886

※気象庁側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、気象庁側から太田川河川事務所に対し連絡するものとする。

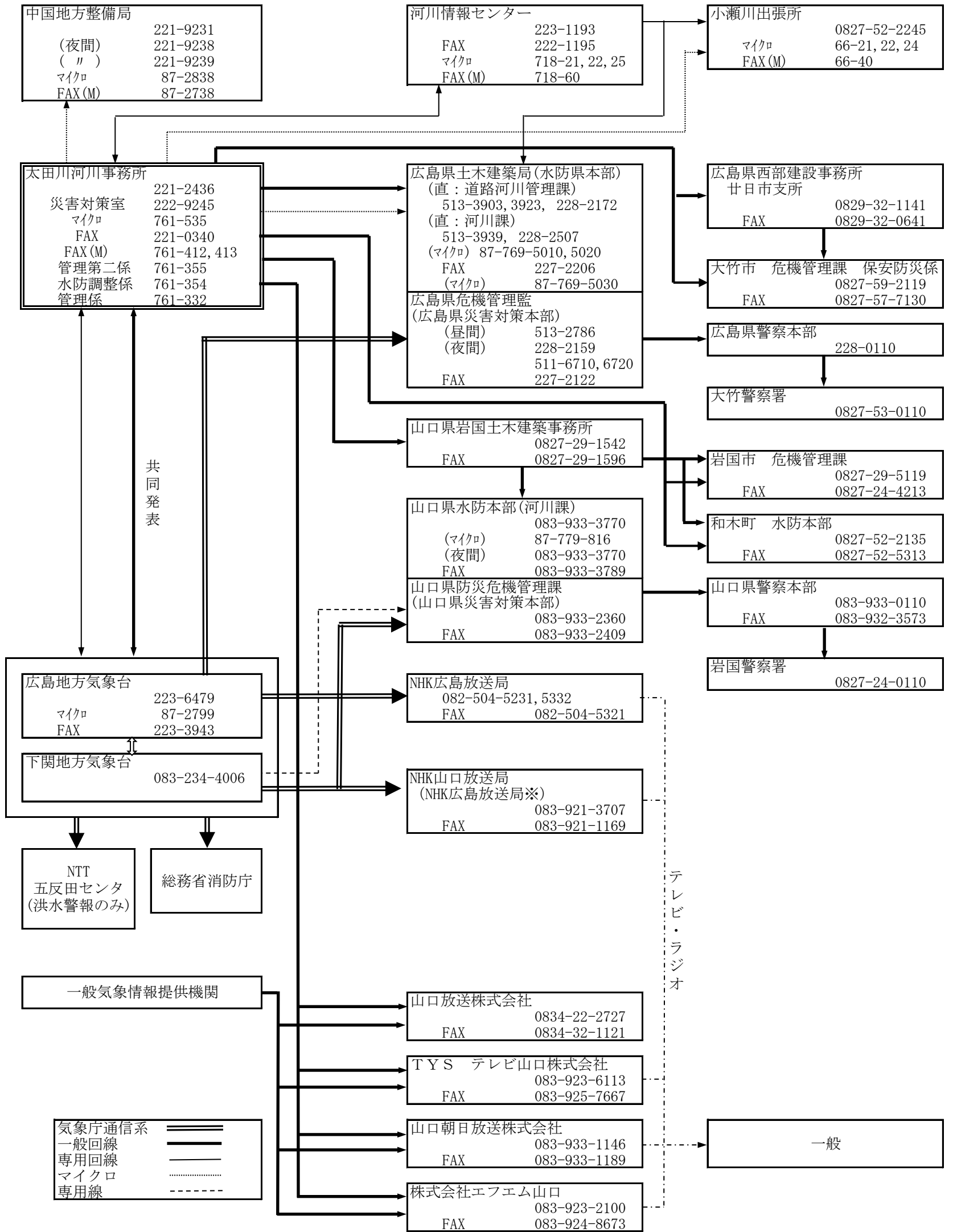
付図1 雨量・水位観測所配置図



凡 例	
○	雨量観測所(テレメータ)
△	水位観測所(テレメータ)

小瀬川流域図

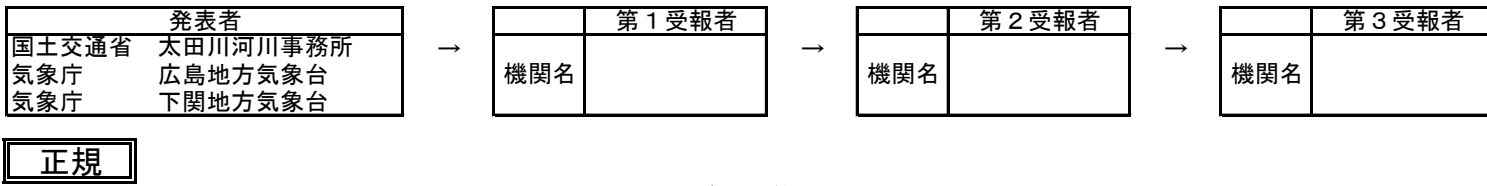
付図2 伝達系統図



注1: なお河川情報センターの端末機が設置してある地域事務所水防管理団体も端末機から情報を得ることができる。

※ 障害時やNHK山口放送局の職員不在時間帯はNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

付図 3 洪水予報の発表形式イメージ（小瀬川）



小瀬川おぜがわ氾濫注意情報

小瀬川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

おたがわかせんじむしょ ひろしまちほう きょうだい しものせきちほうきょうだい
太田川河川事務所・広島地方気象台・下関地方気象台 共同発表

（見出し）

**【警戒レベル2相当情報 [洪水]】小瀬川おぜがわでは、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

（主 文）

【警戒レベル2相当】小瀬川おぜがわのりょうごく ぼし両国橋水位観測所（いわくに し岩国市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】小瀬川おぜがわのおがわつ小川津水位観測所（いわくに し岩国市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後この雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
小瀬川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

小瀬川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
両国橋 水位観測所 (岩国市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
小川津 水位観測所 (岩国市)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	両国橋水位観測所	小川津水位観測所	
	岩国市	岩国市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.9	6.2	
レベル3水位 避難判断水位※	4.4	5.7	
レベル2水位 氾濫注意水位	3.9	4.0	
レベル1水位 水防団待機水位	2.8	2.6	
受け持ち区間	左岸 前淵橋から海まで	左岸 弥栄ダム下流から 前淵橋まで	
	右岸 前淵橋から海まで	右岸 弥栄ダム下流から 前淵橋まで	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	広島県大竹市、 山口県岩国市、 山口県玖珂郡和木町	広島県大竹市、 山口県岩国市	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 太田川河川事務所 調査設計課 電話：082-222-9245

気象関係：気象庁 広島地方気象台 電話：082-223-3951

気象庁 下関地方気象台 電話：083-234-4006

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

1. 発表主体等

洪水予報指定河川の予報区域毎に定めた河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と气象台等（気象庁大気海洋部、管区气象台、地方气象台）が共同で発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とするが、現時点で洪水予警報システムでの対応ができないため、FAX、メール等を活用して伝達するものとする。

2. 発表のタイミング

大雨特別警報が発表されている府県予報区^{※1}において、特別警報が警報等へ切り替えられる際^{※2}に、国管理河川の予報区域において想定する氾濫域がその府県予報区に含まれる場合、速やかに発表するものとする。

なお、同一予報区域が想定する氾濫域が複数府県予報区に関係する場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

※1 都府県を基本。ただし、北海道は複数の地方に分割。

※2 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

3. 発表の対象とする予報区域の条件

すべての国管理河川の予報区域のうち、前述の発表のタイミングとなった際に、洪水予報を発表している予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な予報区域においては、洪水予報を発表していない場合であっても氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過すると思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載する。

なお、6時間先までの水位予測等については、既に氾濫が発生しているなどにより水位予測の精度が期待できないなども考えられるため、その他の事情を含めてやむを得ない場合は記載を省略してよい。

発表形式については、参考に送付する発表形式の例をもとに、関係する河川事務所等と気象台等が協議し、予報区域毎の発表形式を準備しておくこと。

5. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで相互に認識共有を図るとともに、大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。

「〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

〇県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、[〇川の洪水はこれから警戒が必要です / 〇県、〇県などに降った大雨による洪水が、これから〇川の下流に到達します]。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ 〇〇川^{がわ}上流部 では、**氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)** を発表中です。

亜川の井水位観測所(B県B市) 区間において氾濫が発生。井水位観測所(B県B市)では、区間内での浸水範囲の拡大に注意が必要です。各自安全確保を図るなど、適切な防災行動を取ってください。

宇川の絵水位観測所(C県C市)では、水位が上昇中であり、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み。氾濫のおそれあり。

宇川の尾水位観測所(D県D市)では、避難判断水位を超過しており、水位は上昇中。

香川の木水位観測所(E県E市)では、水位は上昇中。今後の水位に留意。

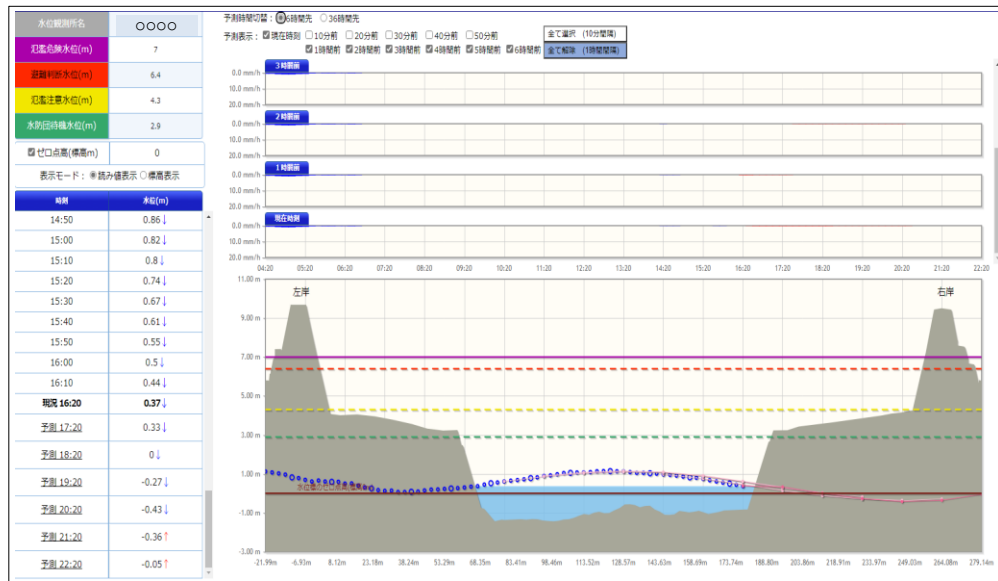
河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
あかわ 亜川	い 井 (B県B市)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意
うかわ 宇川	え 絵 (C県C市)	氾濫危険水位超過	水位上昇中
うかわ 宇川	お 尾 (D県D市)	避難判断水位超過	水位上昇中
かかわ 香川	き 木 (E県E市)	今後の水位に留意	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
川の防災情報 <https://www.river.go.jp>
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

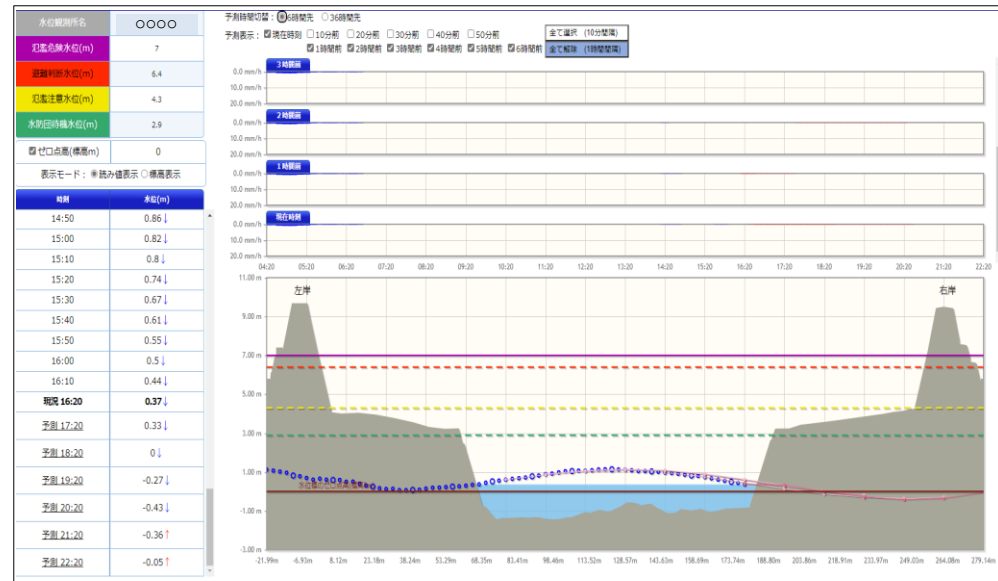
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川(国道)事務所 tel:xx-xxxx-xxxx
気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 tel:xx-xxxx-xxxx

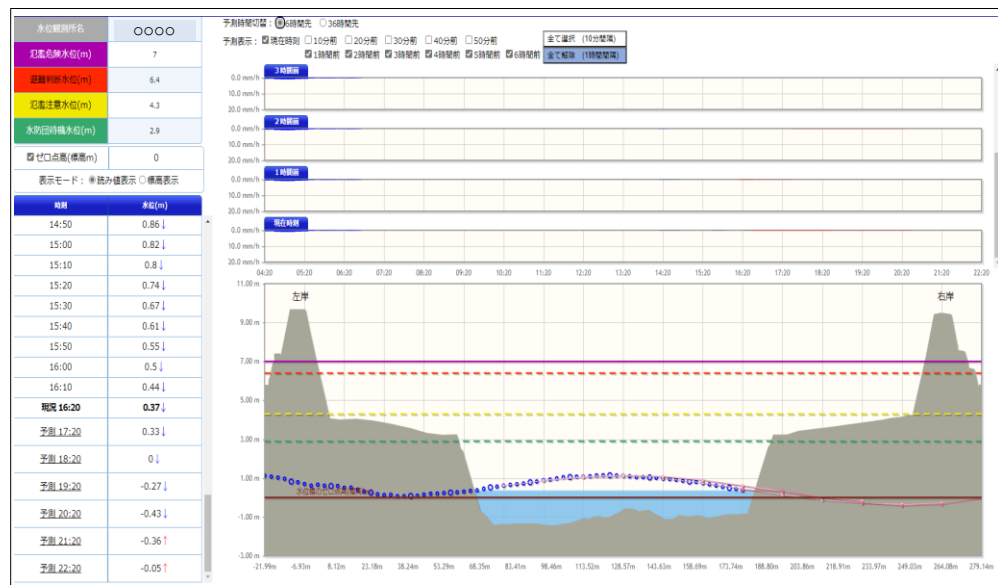
(参考資料)



〇観測所(〇市)



〇観測所(〇市)



〇観測所(〇市)